平成２３年（フ）第２４７号
石川県白山市宮永市町112番地３
債務者　船井　悦子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３００号
金沢市疋田３丁目17番地　オレンジハイムⅠ―102号室、従前の住所金沢市神野町西378番地１
債務者　藤井　哲浩
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第３１７号
金沢市湊２丁目116番地54、従前の住所金沢市千田町へ79番地７
債務者　市村　雅人
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第８５号
石川県能美市辰口町180番地６
債務者　中　きよえ
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第１６８号
長野市大字安茂里3327番地１　犀北団地Ａ６－２号
債務者　酒井　信重
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８６号
長野県上田市中丸子1945番地１　市営住宅中丸子団地Ｂ－６号
債務者　中村猪三巳
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第５４号
長野県岡谷市塚間町１丁目３番14号パインコート２－２号
債務者　林田　尚廣
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１１７号
岐阜市水海道１丁目16番16―501号　カーサ水海道
債務者　山田みどり（旧姓塩田）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
岐阜県羽島市堀津町前谷64番地２
債務者　室　多恵子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第２７０号
岐阜県羽島市堀津町2248番地２
債務者　室　　和枝（旧姓滝本）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２１号
岐阜市河渡３丁目163番地　ＣＯＳＭＯＡ―101号室
債務者　濱里　春美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
岐阜市城望町63番地
債務者　坂東　勝男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３４号
岐阜市柳津町梅松１丁目30番地２
債務者　黒森　久子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３９号
岐阜市今嶺２丁目10番33―203号　サンハイツ戸崎
債務者　河合しのぶ
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３４５号
岐阜県各務原市蘇原栄町２丁目30番地
債務者　杉山ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５５号
岐阜市早苗町７丁目39番地早苗ビル303古角方、住民票上の住所岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原497番地の９
債務者　川久保徳文
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３５７号
岐阜県瑞穂市呂久993番地
債務者　馬渕　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
岐阜地方裁判所